

司法面接に関する証拠調べ請求を却下することは審理不尽に当たるとした判例

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所

【裁判年月日】 令和4年7月21日

【事件番号】 令和3年（う）第316号

【事件名】 準強制わいせつ被告事件

【裁判結果】 原判決破棄、差し戻し

【参照法令】 刑事訴訟法 321条1項2号・321条の3・379条・397条

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25593012

弁護士・甲南大学名誉教授 齊藤豊治

事実の概要

診療放射線技師である被告人が、中学校の敷地内に停めた胸部検診車内で胸部レントゲン検査を行った際に、当時15歳の女子生徒Aの背後に立って脇の下から両手を回し、着衣の上から胸をもんだとして準強制わいせつ罪（2023年刑法改正後、不同意わいせつ罪）で起訴された。原審は、事実の証明がないとして無罪を言い渡し、検察官が控訴した。

判決の要旨

原判決は、原審検察官が取調べを請求した検察官調書および取調べの様子を記録した録音録画媒体につき、本件各証拠の特信性につき必要な審理を尽くさないまま、取調べ請求を却下して無罪とした点は審理不尽の違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。原判決破棄、差し戻し¹⁾。

判例の解説**一 司法面接の現状**

司法面接は、児童虐待・年少者の性的被害に関する聴取の方法として、広がってきている。これらの被害者はいわゆる供述弱者であり、捜査段階で成人同様に取り調べ、成人と同じように公判で交互尋問にさらすことが妥当でないことは異論が少ないであろう。

司法面接は多くの場合、他機関連携として行われ、専門的な訓練を受けた①検察官、②警察、③

児童相談所の心理職の専門家が関与している。この場合、聴取者は代表者一人であり、他の専門職は別室にてモニターで聴取し、必要に応じて電話等で、補充して質問すべき事項を伝えるなどしている。ただ、司法面接がカウンセリングや療法とは異なり、あくまで刑事手続の一環であることは否定できない。

聴取の実施件数は、年を追って増加している。年少者に対する代表者面接の統計で、代表者の内訳²⁾をみると、①、②、③のいずれも増加傾向にあるが、検察官が聴取者となるケースが最多で、2020（令和2）年では1566件（73.21%）である。警察は405件（18.93%）、児童相談所が168件（7.85%）となっている。実施件数は急増しているが、実際に聴取をもとに検察官調書が作成されたのは、同年で81件（5.19%）にとどまっている。代表者聴取の場合、ほとんどのケースで録音録画が行われ、2084件（98.12%）に達する。

裁判での採用状況を見ると、平成30年4月1日から令和3年3月31日で実質証拠としての採用は27件、補助証拠としての採用は8件である。司法面接は増加しているが、証拠採用されて法廷に顕出されるケースは少ない。

2023年性刑法改正で、司法面接に関する規定が設けられ、伝聞例外として、性犯罪の被害者等の聴取結果の録音・録画記録媒体に関する証拠能力に係る特則が認められた（刑訴法321条の3）。これによって司法面接の実施とその録音録画媒体の利用の拡大が予測される。

二 裁判例の傾向

LEX/DBでキーワード「司法面接」で検索すると、

約 20 数件の裁判例が見つかる（2023 年 8 月 20 日現在）。これらを整理すると、4 類型に分類できる。

第 1 類型：司法面接の取調べの請求自体を却下するもの

第 2 類型：司法面接の結果を取り調べているが、そこでの供述の信用性を否定するもの

初期供述と司法面接にはタイムラグが生じることが多い。司法面接は被害を受けた後、短時日のうちに実施することが望ましいとされている。遅くなると、記憶の汚染や減衰が進む。しかし、実際には早期の実施は難しいことが少なくない。公判や期日外尋問での被害者の供述は、司法面接よりも相当後になる。司法面接での供述と公判供述の間に変遷がみられる場合、「供述は一貫せず、核心部分での変遷であって、いずれも信用できない」と判断する判例がある。

第 3 類型：司法面接での供述を取り調べ、それと被害者の公判証言とを比較して、司法面接での供述³⁾の方が相対的に信用性は高いとするもの

司法面接の方が信用性は高いとされる理由の 1 つは、前述した時間の要素である。公判での証言は司法面接よりも大分遅れて行われ、1 年以上後であることも珍しくない。年少者や障害者の場合、記憶の減衰が速いため、公判での証言が後退することが多い。両者を比較し、食い違いがあれば、司法面接での供述の方が信用されることになる。

もう 1 つの理由は、司法面接は被害者への配慮があり、供述環境が優れていることが挙げられる。被害者はインフォーマルで、レポートの形成、オープンな発話が行われ、誘導が禁止され、1 回当たりの時間が限られる。これに対して、公判証言では厳粛な法廷で、多くの人が見守る環境のなか、誘導尋問も一定の範囲で許容される。性被害の事件であるが、法廷では尋問者をはじめ多くが男性である。遮蔽措置やビデオリンク方式は、在席する被告人等からの心理的・物理的な隔離を図ろうとするものであるが、そのようなシステムでも年少の被害者等を委縮させる可能性がある。

このように、司法面接の方が信用性の情況的保障において優れているのが実情であろう。このアプローチでは、被告人の有罪が認められやすい。

第 4 類型：供述の変遷を認めつつ、その原因や経緯を分析するためにも司法面接の結果を活用すべきとするもの

三 経過の確認と原判決の判断構造

1 事実の経過の確認

時系列に沿ってこの事件の事実経過を整理すると、以下の通りである。

5 月 9 日 中学で胸部レントゲン検査

女生徒（複数名）がレントゲン技師である被告人から胸を触られた旨の申立て

5 月 10 日 女性教諭の聞き取り調査

A を含む複数の女生徒が被害を申告

5 月 11 日 校長ら、警察に被害届を提出

5 月 14 日 スクールカウンセラーの主導で感情ケアのためのアンケート調査

5 月 18 日 保護者に対する説明会

5 月 21 日 検察官が A に対する司法面接実施。その様子を DVD で録音・録画

6 月 6 日 検察官が A に対し 2 回目の取調べを行い、検察官調査の抄本作成

約 1 年 7 月後、公判で A が証言

2 原審の判断

原審は、A の証言には①核心部分での供述が変遷していること、②記憶の汚染が生じていた可能性があることの 2 点を指摘し、無罪とした。①は、初期供述にかかわる。本件では、事件直後担任の女子教諭が A らの聞き取りを行っており、そこで語られた供述は初期供述というべきであろう。原審で教諭が聞き取った内容に関して証言しているが、A の公判証言はこれとは違っていた。担任教諭の聞き取りの際、A は本件検査で被告人が「両胸の前面を両手のひらで覆って動かした」と述べており、原審はこれが本件被害の核心部分であるとした。しかるに、A は公判では被告人から「胸の下」を掴まれ、その指先が「体の横」にあった旨を証言した。原審は、この違いを被害者の供述が核心部分で変遷していると解した。経験則上、一般に印象に残る特異な体験等は記憶に定着しやすく、その細部や周辺的な出来事の有無や順序は忘れたり、記憶の混乱が生じたりしやすい。被害の核心部分は、被害当時、嫌な思いをした特異な体験であり、A が軽度の知的障害者であるとしても、この部分で変遷を生じる可能性は低い、と判示した。

第 2 は、記憶汚染の可能性である。本件検査から検察官らの事情聴取まで 10 日以上経過しているが、原審が重視したのは検査直後の同級生との会話による汚染である。検査直後の更衣室での同

級生と一緒に「胸を触られた」、「嫌だった」と話していた。被害を申告した者は複数であり、検察官による事情調査でも、「皆が噂をしていた」などと話した者がいた。女子生徒間で、本件検査に関する多くの情報が交換され、それに影響を受けた生徒も存在するであろうという。

原審は、教諭による聞き取り調査の際にAが申告した内容についても、検査直後の更衣室での会話で記憶の汚染が生じていた可能性を否定できないから、Aの供述の信用性には疑問が残る、とした。原審は、以上の2点を根拠に、被告人の準強制わいせつの事実の証明がないとした。

検察官から①平成30年5月21日に検察官が行った最初の取調べの状況を録音録画記録媒体であるDVDおよび②同年6月6日付の第2回の取調べの検察官調書の抄本の双方について取調べの請求があったが、原審はいずれも却下している。却下の理由については、明示的には触れていない。

以下、筆者のコメントを付すことにする。原審の判断構造は、上述した第1類型に該当する。被害者は、事件当時15歳という年少者であり、かつ軽度の知的障害を有するものである。15歳という年齢は司法面接の対象者としては比較的高いといえる。しかし、Aは障害を抱えており、障害者も司法面接の対象となる。年少+知的障害で、司法面接の必要性は大きいといえる。

供述の変遷に焦点を当てるならば、年少と障害の要素を併せ持つAの供述が時間の経過とともに変遷することは普通に生じうるところであり、核心部分の変遷も可能性がある。そうした変遷だけで、Aの証言が信用できないとして無罪を言い渡すことは、性急な判断であり、妥当ではない。

四 控訴審判決の判断構造

1 原判決への批判

原審は被害者Aの供述そのものを司法面接の手法を用いて作成された証拠自体を吟味することなく、女性教諭は聞き取りの内容を法廷で証言した。女性教諭の聞き取りの際にAが話した内容は初期供述であり、聞き取りは司法面接よりも先に行われている。原審ではこの初期供述とAの公判での証言とを対比して、核心部分での変遷を理由にAの証言の信用性を否定するという結論を導いた。控訴審は、この点を重視し、A発言およびA証言の内容の理解や評価自体に看過できない誤りがあ

る、とする。

原審が挙げた「記憶の汚染」の可能性に関して、控訴審は「抽象的なAの記憶の汚染の可能性を理由としてA証言の信用性を否定したものであって、論理則・経験則等に照らして是認できない」のであり、記憶の汚染を理由に本件各証拠の特性性を否定した判断も是認できない、とした。

2 司法面接に関する控訴審の評価

控訴審は、司法面接の意義に関して、「法的な判断のために使用することができる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」とする。司法面接の手法にはさまざまなものがあるが、共通の特徴として以下の点を挙げている⁴⁾。①誘導や暗示となりにくいオープンな質問を用いること、②被面接者ができるだけ正確に多くを話せるように、面接での約束事(グランドルール)の説明や話しやすい関係性構築など、面接法が構造化されていること、③福祉、司法、医療等の機関が連携して面接を行うことで、被面接者が繰り返し面接を受けて記憶の変容や精神的負担を避けること⁵⁾。

司法面接についてのこうした評価は、広く受け入れられており、先行裁判例にもほぼ同趣旨のものがある⁶⁾。

3 司法面接と公判供述の比較による供述の変遷

控訴審は、このような手法が遵守されているという前提であれば、初期供述が確保されているという意味で、その様子を録音録画した記録の証拠価値は高いとする。

本件各証拠、特に司法面接の手法を用いた検察官による初回取調べの状況を録音録画したDVDは、その面接前における記憶の汚染の可能性については検討を要するとしても、相応に高い証拠価値を有する蓋然性がある。

原審は、被害者Aの供述の核心部分の変遷を理由に、その信用性を否定したが、控訴審は、原審が指摘する供述の変遷の経緯や理由等を検討するためにも、本件の司法面接の内容を吟味することが不可欠である、とした。控訴審の判断は上述の4つのタイプのうち、第4の類型に該当する。

控訴審は、Aの証言が変遷の有無、あるとすれば変遷に合理的理由があるかは、司法面接での供述を初期供述として比較検討することが不可欠であったとする⁷⁾。単に司法面接における聴取の方が公判供述に比べて信用性の情動的保障で相対的

に優れているというだけではない。変遷そのものの原因および経過を明らかにするべきであり、そのためにも司法面接での録音録画媒体の検討が必要であった、としている。

控訴審は、本件で必要とされる具体的な手続について、以下のように言及している。司法面接の状況の録音録画媒体とそれに基づく検察官調書について、①必要ならば提示命令（刑訴規則 192 条）を発し、②A が司法面接時に本件被害状況について語った際の供述内容、聴取者と被害者の関係性、発問の仕方、その際のAの様子等の供述状況について検討し、③記憶の汚染がうかがわれる状況の有無を判断する必要がある。司法面接を検討することで、DVD や検察官調書抄本の特信性が認められることは十分に考えられる⁹⁾。その場合には、以下の点についての検討が必要である。

①Aの公判証言と本件各証拠を比較検討し、変遷があるとすれば、それに合理的理由があるか、②の供述特性⁹⁾が記憶保持に対して与える影響、③Aの公判尋問はビデオリンク方式で行われ、それが精神的圧迫を感じさせ、公判証言に与える影響の如何、④公判尋問では、一定の状況下では誘導尋問が許容されるのであり、このことが公判証言に与える影響の如何、⑤特信性をめぐる審理、供述の変遷に関する検討に関して、必要に応じて専門家の意見を聴取すること。

控訴審はこのように判示して、原審の訴訟手続には、審理不尽の違法がある、とした。この判決は審理不尽であり、原判決破棄・有罪ではない。しかし、司法面接に向き合い、これを検討しなければ審理不尽の違法となり、訴訟手続の法令違反として、破棄理由となることを示した。高裁レベルの判断として重要である。

なお、司法面接の録音録画媒体の扱いに関して、本判決は「多くの場合、身柄拘束下において、捜査官の影響下にある密室で、捜査官と被疑者という特殊な関係性を前提とし、特定の獲得目標をもって追及的になされる被疑者の取調べとは、およそ性質が異なるし、捜査官のみで行われる参考人の事情聴取状況のそれとも同列に扱えない」としており、重要な指摘である。司法面接の本旨を逸脱しない運用が求められる。

4 控訴審の判断の問題点

控訴審の結論は妥当であるが、判決の枠組みには問題も指摘できる。記憶汚染の可能性は初期供

述—司法面接—公判供述という3段階の構造で検討すべきではないかという点である。初期供述から司法面接の間の11日間は、比較的短い期間といってもよい。しかし、その間直後から同級生の間で大きな話題となり、経験が交換されており、記憶汚染の可能性があった。3段階で吟味するならば、教師の聞き取りと司法面接の関係を丁寧に検討することが可能となる。司法面接までの時点で記憶汚染が生じることもありうる。3段階の構成をとったからといって、司法面接が占める重要な位置は否定されない。3段階に区切った構成をすることで、供述の変遷のプロセスをより子細に分析することが可能となるように思われる。

●—注

- 1) 本判決の紹介として、丸橋昌太郎「いわゆる司法面接による供述調書の刑訴法 321 条 1 項 2 号書面該当性が判断された事例」法教 508 号 (2023 年) 133 頁。
- 2) 法制審議会刑事法 (性犯罪関係) 部会第 5 回会議 (2022 年 4 月 28 日) 配布資料 10 「代表者聴取の取組の実情」による。
- 3) 録音録画記録媒体もしくはそれと一体化した捜査報告書として、取調べ請求と証拠採用が行われている。
- 4) 司法面接については、仲真紀子編著『子どもへの司法面接』(有斐閣、2016 年) が詳しい。
- 5) 記憶汚染の機会を減らすために、できるだけ早い時期に面接するという時間的制約が重要となる。なお、司法面接の実施回数は原則 1 回とすべきだとの見解もあるが、控訴審は、これらを「共通の特徴」には含めていない。
- 6) 同趣旨の先行裁判例として名古屋高判令 3・3・25 高刑速 (令 3) 475 頁以下がある。この事件でも、原審が司法面接に関わる捜査報告書と録音録画 DVD の取調べ請求を却下したことは審理不尽の違法であるとした。検察官ではなく弁護人が取調べを請求した点が本件の特徴である。この事件に関しては、その後の経過も含めて、芦葉甫「司法面接により得た供述の捉え方と公判証言の信用性——司法面接が実施された場合における弁護活動」刑弁 115 号 (2023 年) 29 頁。
- 7) 本件の司法面接は胸部レントゲン検診から 12 日後に行われており、記憶の汚染の可能性が問題となる。控訴審は、女子教諭からの聞き取りでのAの発言内容は記録上明らかになっているとはいえないとして、司法面接での供述が初期供述に当たるとし、これと公判でのAの証言とを比較することが必要だとしている。
- 8) 録音録画媒体の DVD も実質証拠として使っているとみられる。
- 9) A は、15 歳の少女であり、軽度の知的障害を有しているという事情を指すものであろう。